

地域型保育施設 重要事項説明書

1 事業の目的

地域型保育施設 キッズフィールドわらび北町園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

生きる力を育てる（心の根っこを育てる）

- ・元気でたくましい子ども
- ・明るくのびのびとした子ども
- ・失敗してもまたチャレンジできる子ども

3 当園の概要

実施種別	地域型保育事業（小規模保育事業A型）
名称	キッズフィールドわらび北町園
所在地	埼玉県蕨市北町 1-8-5
認可年月日	平成 30 年 4 月 1 日
電話番号	048-242-5251
管理者氏名	施設長 荒川 安見
利用定員（年齢別）	0歳：3人，1歳：4人，2歳：5人
実施する事業の種類	通常保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育標準時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	7時30分～ 19時00分	7時30分～ 18時30分	18時30分 ～19時00分	日曜日・祝祭日 年末年始 (12月29日～ 1月3日)
		保育短時間 8時30分～ 16時30分	保育短時間延長 7時30分～ 8時30分 16時30分～ 19時00分	

※ 延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途保育料が必要となります。

5 職員体制

	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
管理者	1人	1人	0人	0人	
保育士	5人	5人	2人	2人	
調理員	0人	0人	2人	0人	

6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- 0歳 家庭との連携を密にして、安心して眠り、気持ちよく過ごすことができる生活リズムをつくっていく優しい語りかけや、発声、喃語を受けとめ、指さし、言葉へとつなげていきます。
- 1歳 保育士の適切な言葉かけと援助で、自分でしようとする気持ちを育む保育を行います。
保育士に見守られ、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり、一人遊びを十分に楽しめるよう保育を行います。
- 2歳 自分の思いをしっかりと主張し、思い通りにならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていけるように援助していきます。
保育士が仲立ちとなり、感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ふり遊び）楽しさを知らせていきます。

7 給食等について

（1）提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

（2）提供方法

自園調理

（3）昼食・おやつ

保護者の方へは、前月20日ごろに翌月の献立表をお配りします。

（4）アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をいたします。

（例）卵・牛乳・そば・魚介類（えび、かに）など

（5）衛生管理等

調理員および調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。

8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。園だよりを通して、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合
当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の 9:00 までに御連絡願います。
- (2) お迎えが遅れる場合
お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり 1 時間前までに御連絡願います。
- (3) 毎朝の体温等の確認
登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
- (4) 感染症について
麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「治癒証明証」を提出してください。
- (5) 発熱している場合について
熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。
- (6) 与薬について
保育所は健康な状態のお子様をお預かりすることが前提になっておりますので、与薬は行わないことにしています。
- (7) 急に延長保育が必要な場合は 1 時間前までに、御連絡願います。

10 連携施設について

連携施設につきましては現在調整中ですので、決まり次第ご連絡致します。

11 健康診断等について

- (1) 健康診断
年 2 回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
 - (2) 身体測定
毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
- ※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

12 保育料

- (1) 基本保育料
支給認定をした市町村が定める保育料を市町村に代わり当施設が利用者より受領することになります。
- (2) 延長保育料
保育標準時間 300 円／30 分 月額上限 6,000 円
保育短時間 300 円／30 分 月額上限 12,000 円
- (3) 実費徴収
ほっと安心帽カラー帽子代 2,850 円（初回のみ）
おむつゴミ処理費 1,200 円/月
冷暖房費 7 月～9 月 1,000 円・12 月～2 月 1,000 円

1 3 支払方法（延長保育料や実費徴収の料金）

支払いは以下の方法でお願いいたします。

(1) 基本保育料

口座引き落とし

（引き落とし日：当月分を毎月 20 日に引き落とし致します）

(2) 延長保育料

口座引き落とし

（引き落とし日：利用した月の翌月 20 日に引き落とし致します）

(3) 実費徴収

口座引き落とし

（引き落とし日：当月分を毎月 20 日に引き落とし致します）

1 4 利用の開始及び終了について

また、当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

・満 3 歳に達する年度が終了したとき

・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

なお、育児休業取得時の保育の継続は、2 歳以下は、保護者の健康状態や当該児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合に限ります。

・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 5 支給認定区分・住所等の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

(1) 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」

提出先：お住いの市町村にご提出ください。

(2) 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定変更申請書」

：「保育を必要とする事由」がわかる書類（就労：勤務証明書等）

「支給認定証」

提出先：お住いの市町村にご提出ください。

※その他

住所・世帯構成・保護者区分の変更はお住いの市町村にお問い合わせください。

16 賠償責任保険の加入

(1) 園賠償責任保険

施設・エレベーター	対人 1名 10億円/1事故 10億円 対物 1事故 1,000万円
生産物	対人 1名 10億円/1事故 10億円(保険期間中 10億円) 対物 1事故 1,000万円(保険期間中 1,000万円)

(2) 園児団体傷害

死亡・後遺障害保険金額 230万

入院(1日あたり) 3,000円

通院(1日あたり) 2,000円

※0-157等特定感染症補償あり

※保育提供中に伴って、保育園(事業者)の責めに返すべき事由により園児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対して当園が加入する上の保険会社の規定の範囲内で賠償します。

17 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医(かかりつけ医)としています。

(1) 内科(小児科)

- ① 医療機関の名称 わらびひだまりクリニック
- ② 所在地 埼玉県蕨市北町3-4-10
- ③ 電話番号 048-446-7290

(2) 歯科

- ① 医療機関の名称 弦間歯科医院
- ② 所在地 蕨市塚越2-19-15
- ③ 電話番号 048-444-3359

18 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

内科	前項(1)に同じ

19 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	作成・届出義務なし（作成はします）			
	防火管理者	選任義務無し		
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練等（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	施設駐車場	第2避難場所	市民体育館

20 虐待防止の為の措置について

当園では、園児への虐待防止の為、以下の措置を講じています。

- (1) 職員による虐待防止の為、年に1回、職員に対して虐待防止の研修を実施します。
- (2) 虐待防止マニュアルを作成し、運用しています。
- (3) 虐待防止マニュアルに則り、必要な場合は園児の心身の様子や記録や、児童相談所への通告、警察への通報などの措置を講じます

21 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者
氏名 荒川 安見 （役職 施設長）TEL 048-242-5251
- (2) 解決責任者
氏名 柄目 和久 （役職 事業担当者）TEL 048-229-2546
- (3) 受付方法
面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

当園における保育の提供の開始にあたり「地域型保育施設重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域型保育施設 キッズフィールドわらび北町園 施設長 荒川 安見 ⑩

私は、本書面に基づいて地域型保育施設 キッズフィールドわらび北町園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 ⑩

児童から見た続柄

キッズフィールド保育園 利用契約書

様（以下「保護者」という）と株式会社 JFA（以下「事業者」という）とは、事業者が保護者の乳幼児_____（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり利用契約を締結します。

（目的）

第1条 この契約は、乳幼児に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払うことについて必要な事項を定め、当該事項について保護者と事業者が合意することを目的とします。

（支給認定の確認）

第2条 この契約を進めるに当たり、事業者は保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、保育の区分、有効期間、保育必要量を確認し、支給認定証の内容に従って保育の提供を行うものとします。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、この契約の締結日から支給認定証の有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日までに、支給認定証の内容に変更があった場合の契約期間の終期は、変更後の支給認定証の有効期間の満了日までとします。

（保育の場所）

第4条 保育の提供場所は、蕨市北町 1-8-5、事業所名は「キッズフィールドわらび北町園」とします。

（保育内容）

第5条 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

2 保育内容は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

3 事業者は、「重要事項説明書」に変更があった場合、保護者に変更内容について説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

（保育の記録）

第6条 事業者は、事業所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約満了後又は契約の解除後**5年間保存**します。なお、保存期間が経過した際には、第14条第1項の守秘義務に則り破棄処分します。

2 事業者は、保護者から諸記録の閲覧の求めがあった場合は、特別な事情がある場合を除くほか、当該求めに応じ閲覧させるものとします。

(利用時間等)

- 第7条 施設における保育の提供を行う日及び時間等については、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 保護者の個別の利用時間等については、別途定めることとします。

(利用者負担（保育料）等)

- 第8条 事業者が提供する保育等に対する利用者負担（保育料）等については、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 保護者は施設が提供する保育等の対価として、次項に規定する月ごとに算定された利用者負担（保育料）等を事業者を支払うものとしします。
 - 3 保護者の個別の利用者負担（保育料）等については、市より情報提供を受けた金額が保育料となります。また保育料以外の実費徴収額については別途提示をします。
 - 4 前項以外に、月の途中退所における利用者負担（保育料）は、市の定めにより清算致します。
 - 5 保護者の都合による休園期間は、最長3か月とし、この期間における利用者負担（保育料）は、第3項で定めた額を支払うものとしします。

(利用者負担（保育料）等の支払)

- 第9条 利用者負担（保育料）について、毎月20日に指定口座より引き落としさせていただきます。
- 2 利用者負担（保育料）以外の延長保育料等の利用料について、利用した翌月20日に指定口座より引き落としさせていただきます。
 - 3 月の途中で退所する場合の清算料金について、毎月20日に指定口座より引き落としさせていただきます。
 - 4 事業者は、保護者から利用者負担（保育料）等の支払いを受けたときは月謝袋に記入し領収書に代えることができます。

(地域型保育給付の法定代理受領)

- 第10条 事業者は、子ども・子育て支援法第29条第5項（同法第30条第4項の規定において準用する場合も含む。）の規定により、地域型保育給付を保護者に代わって受領します。
- 2 事業者が地域型保育給付を保護者に代わって受領した場合は、保護者へ受領日及び受領額を記載した文書を速やかに通知します。

(契約の解除)

- 第11条 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は2週間前までに事業者へ指定の様式にて申し出るものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否した場合
 - (2) 事業者が第14条に掲げる守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - (4) 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (5) 事業者が破産した場合
 - 3 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して3か月以上の予告期間を置いて、文書で理由を明示することで、この契約を解除することができます。
 - 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知するとともに、あらかじめ保護者に対して当該解除の理由を説明し、保護者の意見を聴取することで、契約を解除することができます。
 - (1) 保護者が第8条に定める利用者負担（保育料）等の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払いがないとき
 - (2) 保護者が事業者、保育従事者又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合
 - (3) 乳幼児が支給認定の対象ではなくなった場合
 - (4) 入所後の乳幼児の身体状況により、事業者において受入れ体制等の限度を超え、特別な支援が必要と判断した場合

(退所時の協力)

- 第12条 事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

(秘密保持)

- 第13条 事業者が制定する個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な場合は、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとします。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、施設の運営内容の向上を目的として、事業者が、乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供する必要があると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとします。

(緊急時の対応等)

第14条 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、保育の提供において乳幼児が受傷等を負った場合には、保護者に対し受傷に係る経過説明を行うものとします。

(賠償責任)

第15条 事業者は、保育の提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合、保護者に対してその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、窓口を設置し保育に関する相談事業全般に係る要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(本契約に定めのない事項)

第18条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他関係法令に従い、事業者、保護者双方の協議により定めます。

(重要事項説明確認)

第19条 契約を交わすに当たり、事業者は保護者に対し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

乳幼児 氏名 _____

支給認定保護者 住所 _____

氏名 _____ (印)

事業者 住 所 宮城県柴田郡大河原町大谷字町向 199-3

株式会社 JFA

代表者名 代表取締役 佐藤 康久

施設長 荒川 安見 (印)

